

福岡県庁舎行政棟ポスター広告掲出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県（以下「県」という。）が管理する県庁舎行政棟エレベーター内にポスター広告（以下「広告」という。）を掲出することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲出基準)

第2条 広告は、行政機関施設としての公共性、信頼性及び品位を損なうことのないものとし、次の各号のいずれかに該当し又は該当するおそれがあるものは掲出しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 政治性又は宗教性のあるもの
- (3) 意見広告、比較広告及び名刺広告又はこれらに類するもの
- (4) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (5) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 第三者をひぼう・中傷・排斥するもの、人権侵害・差別・名誉毀損等するもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく風俗営業及びこれに類するもの
- (8) ギャンブルまたはこれに類するもの（ただし、公営又は宝くじに関するものを除く）
- (9) 貸金業法(昭和58年法律第32号)に規定するもの又はこれに類するもの
- (10) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (11) 県があたかも推奨しているかのように誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
- (12) その他ポスター広告として適切でないと県が認めるもの

(広告の掲出場所、規格等)

第3条 広告を掲出する場所、規格、種類、枠数及び位置は、別表に定める。

(広告の掲出期間)

第4条 広告を掲出する期間は、原則として月単位とする。ただし、1か月を超える連続した期間の広告掲出の申込みがあった場合は、当該広告募集年度内を限度に、その期間を掲出期間とすることができる。

(広告掲出希望者の募集)

第5条 広告の掲出を希望する者（以下「広告掲出希望者」という。）の募集は、県のホームページにより公募するものとし、先着順で受け付ける。

(広告掲出希望者の申込み)

第6条 広告掲出希望者は、広告掲出申込書（様式第1号）及び広告の素案を添付し、知事に提出するものとする。

(広告主の決定)

第7条 県は、広告掲出申込書に記載された内容について、第5条の規定に基づき受け付

けた順番により、第2条の規定に基づき、掲出する広告として適当かを判断し、適当であると認める場合は、広告主として広告掲出の決定をするものとする。

ただし、広告掲出の申込みが募集する広告の枠数を超える場合は、一部又は全部について、不掲出の決定をすることができる。

(広告掲出決定通知等による通知)

第8条 県は、第7条に基づく決定をしたときは、「広告掲出決定通知書(様式第2号)」又は「広告不掲出決定通知書(様式第3号)」により、当該広告掲出希望者に通知するものとする。

(広告掲出の使用許可申請)

第9条 第8条により広告掲出の決定を受けた広告主は、行政財産使用許可申請書(様式第159号(福岡県財務規則(以下、「規則」という。)第216条))に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 使用場所の案内図、実測図等の関係図面
- (2) 法人等にあつては、その法人等の設立目的及び代表権を有することを明らかにした定款又は寄附行為等の書類
- (3) 役員の役職名、氏名(フリガナ)、生年月日及び性別を記載した書類
- (4) その他使用許可の申請に参考となる書類

(広告掲出の使用許可)

第10条 知事は、使用を許可するときは、行政財産使用許可書(様式第163号その1(規則第220条))を交付するものとする。

(広告掲出の使用料)

第11条 広告掲出の使用料(管理経費を含む。)は、別表に定める額とする。

(使用料の納入等)

第12条 使用料は、県が発行する納入通知書により、その指定する納入期限までに、その指定する場所において納入しなければならない。

- 2 納入した使用料は原則として返還しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、県は、広告主の責めによらない理由により行政財産を使用できなくなったときは、当該期間に対応する額を還付することができる。

(広告掲出の使用許可取り消し)

第13条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用を許可した場所を公用又は公共用に供するために必要とするとき。
- (2) 許可条件に違反したとき。
- (3) 広告主が虚偽の申請を行い使用許可を受けたとき。
- (4) 広告主(法人又は法人格を有しない団体にあつては、その役員(法人にあつては法人登記簿に登載されている者をいい、法人格を有しない団体にあつては役員として活動している者をいう。)及び使用人)が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係があると判明したとき。
- (5) 広告主が、暴力団にとって有益な行為を行うことにより、暴力団の組織の維持・拡大に資するおそれがあるとき。
- (6) 掲出中の広告が第2条各号のいずれかに該当する又は該当するおそれがあると判明したとき。

(7) 第16条の規定による広告内容の修正を広告主が行わないとき。

(広告の作成、設置、撤去)

第14条 広告の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

2 広告の設置及び撤去に関する作業は、原則として広告主が行う。ただし、協議の結果、県が行うこともできる。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告掲出に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告に関する問い合わせ及び苦情については、広告主の責任において対応するとともに、広告に問い合わせ先を明記するものとする。

(広告内容の修正)

第16条 県は、必要に応じて、広告主に対し、広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告の変更)

第17条 広告主は、使用許可期間が複数月の場合は、広告の内容を月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定より広告を変更しようとする場合は、県にあらかじめ協議するものとし、第14条第1項及び第2項の規定に準じて、広告の作成・設置・撤去を行うものとする。

(広告掲出の使用許可取り下げ)

第18条 広告主は、自己の都合により、使用許可を取り下げることができる。

2 前項の規定により使用許可を取り下げるときは、広告主は、書面により県に申し出なければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行し、令和2年度分の広告から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月2日から施行する。

別表

場所	規格	種類	枠数	位置	使用料 (月額)
福岡県庁舎行政棟 エレベーター内壁 ・西エレベーター 1・2・3号機 ・東エレベーター 10・11・12号機	B1判 縦 (1,030 mm×728 mm)	ポスター	6枠	県が設置 したポス ターフレ ーム	1枠 2,000円

※ 1枠・月単位

※ 使用料に管理経費を含む。

福岡県知事 殿

広告掲出申込書

福岡県が募集する県庁舎行政棟エレベーター内に広告を掲出したいので、福岡県庁舎行政棟ポスター掲出要綱第6条に基づき、次のとおり申し込みます。

申込者	〒	
所在地（住所）		
名称（氏名）		
代表者職氏名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	E-MAIL	
広告掲出希望場所	行政棟 エレベーター 号機	
広告掲出希望期間	年 月 日から 年 月 日まで	
広告の内容		

(注)

- 1 1 枠・月単位での申し込みとなります。
- 2 広告の内容は、概要を記載するとともに、ポスターの素案を提出してください。
- 3 広告の内容がポスター広告としてふさわしくない場合は、変更又は修正をお願いする場合があります。また、変更又は修正に従っていただけない場合には、広告をお断りする場合があります。
- 4 広告の掲出場所を変更していただく場合があります。

様

福岡県知事名

広告掲出決定通知書

年 月 日付けで申込みのありましたポスター広告については、掲出することに決定しましたので、福岡県庁舎行政棟ポスター広告掲出要綱第 8 条の規定に基づき通知します。

つきましては、下記の書類を 年 月 日までに提出してください。

記

- 1 ポスター広告掲出場所
行政棟 エレベーター 号機
- 2 提出書類
 - (1) 行政財産使用許可申請書 (様式第 1 5 9 号 (福岡県財務規則第 2 1 6 条))
 - (2) 使用場所の図面
 - (3) 定款、規約等
 - (4) 役員一覧
 - (5) ポスターの原稿 (素案から変更又は修正がない場合は除く。)

様式第3号

第 号
年 月 日

様

福岡県知事名

広告不掲出決定通知書

年 月 日付けで申込みのありましたポスター広告については、掲出しないことに決定しましたので、福岡県庁舎行政棟ポスター広告掲出要綱第8条の規定に基づき通知します。

記

掲出しないこととした理由